第九十条の十二第二項中「令和元年五月一日から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「又は貨物自動車」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「乗合自動車又は」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、同号ロ(2)中「百分の百十」の下に「(車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百分の百二十)」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項第二号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

第九十条の十二第二項第二号ハを同号ホとし、同号ロ中「乗合自動車又は」を削り、同号ロを同号ニとし、同号イ中「乗合自動車又は」を削り、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項中「令和元年五月一日から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号イ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、「に百分の百二十を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「乗合自動車又は」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ロ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、同号ハ(2)中「百分の百五」の下に「(車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百分の百十五)」を加え、同号ニ中「乗合自動車又は」を削り、同項第二号イを次のように改める。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第二号ロ中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、「に百分の百二十を乗じて得た数値」を削り、同項第三号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

第九十条の十二第三項第三号ハを同号ニとし、同号ロ中「乗合自動車又は」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ中「乗合自動車又は」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第四項中「から第三項まで若しくは第五項」を「若しくは第二項」に、「令和元年五月一日から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号イ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、同号ロ中「乗合自動車又は」を削り、同項第二号イを次のように改める。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であり、かつ、」を加え、「に百分の百九十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」に、「の記載事項」を「に記録された事項」に改める。

第九十条の十三中「平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第一号イ中「令和二年度」を「令和七年度」に、「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同条第二号イ中「令和二年度」を「令和七年度」に改める。

第九十条の十四の見出し中「乗合自動車等」を「貨物自動車等」に改め、同条第一項を次のように改める。

車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車（財務省令で定める牽引自動車及び被牽引自動車を除く。次項において同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他